

1. 資金繰り支援

日本公庫等による特別貸付

個 **中小**

■ 日本政策金融公庫等で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます。

【特別貸付】

- 対象：最近1か月の売上高が前年比等で5%以上減少した方
- 限度額：6千万円(国民事業※1)、3億円(中小事業※2)
 - ※1 個人事業主・小規模企業向け
 - ※2 中小企業向け
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内
いずれも据置5年以内

【利子補給による実質無利子化】

上記対象先が下記要件を満たせば実質無利子となります。

- 対象：①個人事業主(事業性あるフリーランス含む)…要件なし
②小規模法人※3…売上高▲15%
③中小事業者(上記①②を除く)…売上高▲20%
- 補給上限：融資額3千万円(国民事業)、同1億円(中小事業)
当初3年間

※3 小規模要件：卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下
製造業、建設業、運輸業等は従業員20名以下

日本公庫HP
新型コロナウイルス
相談窓口・解説動画



【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

※ 上記と同類の制度として、商工組合中央金庫の「危機対応融資」もあります。

日本公庫等の既往債務の借換

個 **中小**

■ 日本政策金融公庫等の**過去の借入を一部実質無利子で借換**できます。

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金の危機対応融資について、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象にします。

- 実質無利子化の限度額：3千万円(公庫国民事業)
1億円(公庫中小事業、商工中金)
- 借換限度額※：6千万円(公庫国民事業) ※新規融資と借換の合計額
3億円(公庫中小事業、商工中金)

【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

商工組合中央金庫 相談窓口：0120-542-711

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け

【栃木県版】

民間金融機関による実質無利子・無担保融資

個 **中小**

■ 栃木県の制度融資(「新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金」)により、民間金融機関で**実質無利子・無担保・保証料ゼロの融資**が受けられます。

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた方
- 適用要件・内容

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模のみ)	当初3年間金利ゼロ (4年目以降1.5%以内) 保証料ゼロ	当初3年間金利ゼロ (4年目以降1.4%以内) 保証料ゼロ
小・中規模事業者 (上記を除く)	金利1.5%以内 保証料0.425%	

- 融資限度額：3千万円

※ 信用保証付既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能

【窓口】お取引のある又は最寄りの民間金融機関

栃木県信用保証協会

個 **中小**

事業者の皆様が民間金融機関から融資を受ける際、栃木県信用保証協会が公的な保証人となり、資金繰りをサポートします。

- 一般保証：最大2.8億円の借入債務を保証
- セーフティネット保証
 - 4号：幅広い業種で影響が生じている地域について借入債務を保証
 - 5号：特に重大な影響が生じている業種について借入債務を保証(4号、5号を合わせて最大2.8億円。一般保証と別枠)
- 危機関連保証：危機時に、全国・全業種を対象に借入債務を保証(最大2.8億円。上記2つと別枠)

【窓口】栃木県信用保証協会：028-635-2195

最寄りの
信用保証協会



2. 給付金・補助金

持続化給付金

個 中小

■ 事業全般に広く使える**現金が最大200万円支給**されます。

- 給付額(上限)：200万円(法人)、100万円(個人)
- 対象者：売上が前年同月比で50%以上減少 等

【窓口】持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570

経済産業省HP
持続化給付金チラシ



雇用調整助成金の特例措置の拡大

個 中小

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が従業員を休業させた場合、**休業手当等が最大10/10助成(1日あたり8,330円を支給上限)**されます。(緊急対応期間:4月1日～6月30日)

- ※ クーリング期間要件を撤廃、被保険者期間要件を撤廃、生産指標要件を緩和、対象者を拡充
- ※ 本制度の詳細は、5月上旬目途に厚労省が発表予定

【窓口】最寄りのハローワーク

厚生労働省HP
雇用調整助成金
ページ



新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金

個 中小

■ 臨時休業をした小学校等に通う子どもの世話等を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、事業者が有給の休暇を取得させた場合、**休暇中に支払った賃金相当額×10/10助成(1日あたり8,330円を支給上限)**されます。

【窓口】厚生労働省 学校等休業助成金・支援金等
相談コールセンター：0120-60-3999

厚生労働省HP
休暇取得助成金
ページ



国の各種施策
経済産業省HP特設ページ



都道府県、市町村など各自治体の支援策
中小機構が運営する情報発信サイト
「J-Net21」



3. 社会保険料及び国税の納付の猶予制度

厚生年金保険

厚生年金保険料を一時に納付することで、事業継続が困難になるなどの要件に該当するときは、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】最寄りの年金事務所 申請書類・手続等



国税

■ 事業収入が減少する場合の**納税猶予の特例**

国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

- 2月以降、事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者に、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予

【窓口】所轄の税務署(徴収担当)

財務省HP
納税猶予
ページ



国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

特別な理由がある者については、条例等の定めに基づき、市区町村に申請等することにより、猶予が認められることがあります。

【窓口】国民健康保険料
介護保険料
後期高齢者医療制度の保険料

お住まいの
市区町村
の担当課

4. 金融機関への配慮要請

- 財務省は関係機関と連携し、政府系金融機関(日本政策金融公庫等)に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、特段の配慮と事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取組むよう要請しています。
- 民間金融機関に対しても、事業者への積極的な支援(きめ細かな実態把握、経営の継続に必要な資金供給、既存融資の条件変更に係る迅速かつ柔軟な対応等)を実施するよう、金融庁が要請しています。

5. 関東財務局 新型コロナウイルス専用ダイヤル

関東財務局は、新型コロナウイルス感染症に関し、金融機関とのお取引に係る相談等を受け付けるため、相談ダイヤルを下記のとおり開設しています。

【受付電話番号】048-615-1779